

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 1月調査結果から

〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

「定期購入トラブル」にも？ご注意！

見守り
新鮮情報

通信販売は クーリング・オフ できません

インターネット通販で靴を
購入した。大きめのサイズを
注文したが履いてみると窮屈
だった。返品したいと
メールしたところ「返品
できない。利用規約にも
書いてある」との返事だった。
確かに利用規約には返品
不可の記載があったので
「それならクーリング・
オフしたい」と伝えたが
「通信販売にはクーリ
ング・オフの適用は
ない」と回答が来た。

(60歳代)



★その申込み、
定期購入になってい
ませんか？

★もう一度「最終確認
画面」をチェック！
－依然として多い通
信販売での「定期購
入」トラブル－

最終確認画面確認？
⇒インターネット通販で
は、申込み前に
「最終確認画面」をスク
ロールして契約条件を最
後まで必ず確認してくだ
さい！

ひとこと助言

購入の際は
利用規約を確認！



見守るくん

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。
- 通信販売で購入する際は、事前に返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

※注文直後に表示され
た「割引クーポン」等の
利用時にも再度しっかり
確認しましょう
契約条件が記載されてい
る画面はスクリーンショ
ットで保存しましょう。

消費生活関連

1 月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「履かなくなった靴などなんでもよいので不用品はないか。」という電話だったが, 母が対応し断ったようだ。
- ・着なくなった洋服, 靴, カバンなど何でもよいので買い取るという電話だが何もないと断った。

消費生活相談員からのコメント～特に高齢者に注意してほしいトラブルです～

今月も報告いただいた大半が「訪問買取り」でした。「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」など, 自宅で物品を買い取ってもらう際の訪問購入に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

特に 60 歳以上の割合が全体の約 8 割を占めているのが特徴的で, 中には終活でまとめた不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられるようです。

訪問販売

- ・自宅への訪問でも不用品買取り業者がかなりしつこくて, 長く居座られた。「何もない」と断った。

訪問購入の問題点

- ①電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする。
- ②突然訪問してきてしつこく勧誘, とにかく家に上がろうとする。
- ③購入業者名や, どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない。
- ④売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる。
- ⑤物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない。
- ⑥消費者はクーリング・オフ期間中, 物品の引渡しを拒むことができることを伝えていない。

消費者へのアドバイス

- ①突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ②買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら, きっぱり断りましょう。
- ③購入業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
- ④クーリング・オフ期間内は, 購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- ⑤購入業者とトラブルになった場合には消費生活センターに相談しましょう。



消費者庁イラスト集より引用

⇒特定商取引法では悪質な勧誘行為を規制していますので, 勧誘時には事業者名を確認する, 強引な勧誘で迷惑を受けた時などは, 事業者名・連絡先を記録しておきましょう。

自宅への勧誘で, 断っても帰ってくれないなど悪質な訪問販売の場合には, すぐに地域の警察署へ通報してください。地域内で特に高齢者の方々の消費者トラブルの未然防止のために, 消費生活センターからの情報をご活用願います。

国民生活センターHP より引用

食品の品質表示

1月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈1月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	かぼちゃ	名称・産地	22	有	21
					無	1
	レモン		22	有	22	
				無	0	
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏卵		22	有	22	
				無	0	
加工食品		納豆	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルゲン/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・かぼちゃに表示がなかったので店舗に聞き取りをおこなった。
- ・かぼちゃは煮物用と天ぷら用があったが、天ぷら用の方の切り口断面が白っぽくなっていた。
- ・レモンは単品や複数の袋入り、国産、外国産のものがきれいに並べてあり、見た目も良かった。
- ・レモンについて、以前は輸入品が多かったが、最近は、国産品を多く見かけるようになった。
- ・鶏肉を調査した店舗ではブラジル産と国産を販売、別の店では国産品だけを販売していた。
- ・納豆のアレルゲン表示、遺伝子組み換え表示がわかりにくかった。

消費生活相談員のコメント

加工食品「納豆」の「アレルゲン表示、遺伝子組み換え表示がわかりにくかった」との報告がありました。

アレルゲン表示では「原材料」の欄に「大豆」と表示されていれば「アレルゲン表示あり」となります。「えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ)」には表示が義務付けられていますが「アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン」は表示が推奨されているものです。

次に、遺伝子組み換え表示についてですが、遺伝子組み換えの農産物を原材料として使用している食品には「遺伝子組み換え」等の表示が義務付けられています。しかし、遺伝子組み換えの農産物を使用していない場合の「遺伝子組換えでない」等の表示は、任意なので、特に何も書かれていないケースがあるということになります。皆さんも機会があったら納豆の表示を確認してみましょう。

(参考: 消費者庁 HP)

～編集後記～

令和6年1月1日、最大震度7の揺れを観測した「令和6年能登半島地震」が発生し、200人以上が亡くなり、いまだ安否のわからない人もいます。

今後も、いつどこで巨大地震や災害が発生するかわかりません。いざという時に備え、食料・飲料の備蓄、家具などの転倒防止対策、避難場所や避難経路の確認、ご家族同士の安否確認方法などを確認しておきましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階北側)

